

令和7年第7回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年7月22日(火) 13時00分～13時58分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-3会議室

3 出席委員 (16名)

会長	16番	佐藤俊孝
会長職務代理者	15番	高原弘明
委員	1番	熊谷洋司
委員	2番	阿部江利子
委員	3番	朴田敦志
委員	4番	佐々木博
委員	5番	白澤克美
委員	6番	佐々木達也
委員	7番	白澤和実
委員	8番	高橋かおる
委員	9番	佐々木昭英
委員	10番	福澤広基
委員	11番	金子忠博
委員	12番	佐々木光枝
委員	13番	星川忠博
委員	14番	中塚誠

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 使用貸借解約通知について
日程第7	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について
日程第8	議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許可決定について
日程第9	議案第3号 農地法の適用外証明願いに対する許可決定について
日程第10	議案第4号 農用地利用集積等促進計画の作成要請について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	係長	泉山弘道
	主任主事	南幅央毅

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。

また、議案の朗読は表題のみといたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いいたします。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。

本日の出席委員は16名であります。

定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから、令和7年第7回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしということで、日程に従い、進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名させていただきます。

13番 星川忠博委員、14番 中塚誠委員、15番 高原弘明委員にお願いします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名いたします。農業委員会事務局 泉山弘道業務係長にお願いします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

【事務局による朗読】

議長

私から補足説明いたします。

6月27日、令和7年度岩手県農業会議定時社員総会が開催され、県内から約6割の会長が出席し、その後、農業委員会会長等の情報交換会が開催されました。この会は初めて開催されたもので、各委員会の課題を共有し、大変、実り多いものとなりました。今後も継続していただくよう農業会議をお願いいたしました。

それでは、業務の経過報告の内容について質疑ありましたら、お願いします。

「なし」の声あり

議長

では次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題とします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第1号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

報告第1号について、補足説明させていただきます。

番号3、5、9、10の案件につきまして、権利を取得した日から日数が経

過しておりますが、相続登記を失念していたためであり、相続登記の義務化に伴い、相続未登記になっていることに気付いたことから、相続登記をしたものでございます。

なお、番号3の案件につきましては、届出は相続人の成年後見人である弁護士が行っております。

議長

それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

議長

では、次に進みます。

日程第6、報告第2号、使用貸借解約通知について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。

【報告第2号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

報告第2号について、補足説明させていただきます。

この案件につきましては、報告第1号の番号9の案件の被相続人が、同居していた借人に対して経営移譲することから、経営移譲年金を受給するために使用貸借しておりましたが、その被相続人が死亡したことに伴い、解約することにしたものでございます。

なお、今後の耕作については、貸人は矢巾町に転入して借人と同居する計画であり、別途貸借をしている農地を除く自作農地については、貸人が自ら耕作することです。

また、使用貸借の解約については、農地法上では届出することが定められてはおりませんが、農地台帳の管理運営上、便宜的に通知書を提出していたっているものです。

議長

それでは質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、次に進みます。

議長

日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第1号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

議案第1号について、補足説明をいたします。

番号1、2の案件について、お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書の1、2ページをご覧ください。この調査書より、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

議長

新規就農の案件について、新規就農者審査を行っております。

審査の結果について、白澤克美委員より報告願います。

白澤克美委員

5番、白澤克美です。

5月30日、白澤和美委員と新規就農者審査を行いましたので、報告いたします。

営農計画が妥当かについてですが、家庭菜園として野菜を作付けするとしており、隣接する自宅に居住しながらの耕作であり、本業は日程調整が比較的容易で、農作業時間も十分に確保できることから、適正に農地を管理できると考えられるため、計画は妥当であると思われます。

業としての経営かについてですが、自家用であり、業としての経営ではありません。

資金収支から見て妥当かについてですが、耕作による営利を目的としておらず、本業もあることから、資金収支から見て妥当であると思われます。

営農姿勢についてですが、以前から農業を行うことに対して強い憧れを抱いていたとのことであり、今後の耕作に対する熱意を感じました。

知識・経験の有無について、農業経験は無いが、取得する農地所有者の親戚である当該地域の担い手より指導を受けながら耕作していく予定であるため、問題ないと思われます。

総合評価としては、営農計画も妥当であると共に、耕作に対する熱意も感じられ、申請農地を適正に耕作することが可能であると判断したことから、農地法第3条の許可申請を受けることについて、妥当であると結論付けました。

議長 それでは質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長 それでは質疑なしとして、討論に入ります。

最初に、反対討論ありましたら願います。

「なし」の声あり

議長 賛成討論がありましたら願います。

熊谷洋司委員 1番、熊谷洋司です。

番号1の件について、審査結果の内容のとおり本業もあること、家庭菜園の規模でありますので心配ないと思います。

耕作放棄地対策にもなりますので、賛成します。

阿部江利子委員 2番、阿部江利子です。

番号1については、農地付き空き家の取得であり、地域でも喜んでいると思われる。就農への熱意も感じられます。

番号2については、昨年取得した農地の営農も概ね計画通り進んでおり、今後に期待したいと思います。

朴田敦志委員 3番、朴田敦志です。

番号1は町の空き家対策に貢献する事案になると思いますし、就農への熱意も感じられますので、賛成します。

佐々木博委員 4番、佐々木博です。

番号1は就農への熱意も感じられます。

番号2の譲受人は、意欲的に営農を進めている方ですので賛成します。

議長 その他、賛成討論がありましたら願います。

「なし」の声あり

議長 それでは討論なしとして、挙手により表決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について、許可する旨、決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員ですので、許可することに決します。

次に進みます。

日程第8、議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許可決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第2号 朗読】

議長 補足説明を許します。

事務局 議案第2号につきまして、補足説明をいたします。

この案件につきましては、お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書の3ページをご覧ください。この調査書より、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

議長 質疑ありましたら、挙手願います。

議長 「なし」の声あり
それでは質疑なしとして、討論に入ります。
最初に、反対討論ありましたらお願いします。

議長 「なし」の声あり
賛成討論がありましたらお願いします。

白澤克美委員 5番、白澤克美です。
賃借人は大規模な営農をしている方であり、問題ないと思います。貸借期間も3年と言わず、延長を考えてほしいと思います。

佐々木達也委員 6番、佐々木達也です。
賃借人は問題なく営農できる方ですので、賛成します。

白澤和実委員 7番、白澤和実です。
こういう方に規模拡大をお願いしたいと思います。貸借期間もぜひ、延長していただきたいと思います。

高橋かおる委員 8番、高橋かおるです。
賃借人の経営状況を見ても妥当だと思いますので、賛成します。

議長 その他、賛成討論ございますか。

議長 「なし」の声あり
討論なしと認めます。
挙手により表決に入ります。
議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許可決定について、許可する旨、決するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 【賛成者挙手】
挙手全員ですので、許可することに決します。
次に進みます。

議長 日程第9、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許可決定について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。

議長 【議案第3号 朗読】
補足説明を許します。
事務局 議案第3号について、補足説明させていただきます。
番号1の案件について、お手元の別添資料No.3の1ページの登記事項証明書をご覧ください。
平成15年に当時の所有者が通路用地として利用を希望していた当時の使用者に対して、農地法第5条の許可を条件に贈与の仮登記をしておりましたが、農地法第5条許可が無いまま、通路として使用されておりました。
現在は、仮登記が残ったまま現在の所有者に相続がされております。
今回、当該農地を適用外証明にするにあたり、仮登記名義人の同意が必要ではないかという問題点が上がりましたが、現在、仮登記名義人は破産しており、同意を得ることが困難であることから、県農業会議に確認したところ、農業委員会では、既に農地ではない状況となっているという事実そのものを証明するものであるため、そもそも同意は不要であるとの判断を受けております。
なお、願出人からは、実際に地目変更する際には仮登記名義人の破産管財人と協議し、仮登記を外してから地目変更をする計画であることを確認しております。
また、番号2の案件については、宅地を含めて売買をするにあたり適用外証明を行うものですが、今のところ買い手は見つかっていないとのことですが、ただ、知り合いの方が管理はされていると伺っております。

議長 7月15日に適用外証明現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告

願います。

佐々木達也委員

6 番、佐々木達也です。

番号 1 について報告します。

役場の●●側約●●k mに位置し、南側は町道●●●●線に隣接しており、市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しています。

当該土地は、平成 15 年頃から通路用地として利用されていました。

この度、隣接する農地の売買する計画があり、当該地を確認したところ、地目が農地であることが判明しました。

20 年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難です。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断します。

朴田敦志委員

3 番、朴田敦志です。

番号 2 について報告します。

役場の●●側約●●k mに位置し、南側は町道●●●●線に隣接しており、市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しています。

当該土地は、昭和 36 年頃に畜舎を建築した時点から居宅の敷地した利用されていました。

この度、居宅と併せて売却しようとしたところ、農地であることが判明し、20 年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難です。

意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断します。

議長

それでは質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手願います。

高原弘明委員

15 番、高原弘明です。

番号 1 の件の確認ですが、適用外とした後は私用の通路として利用することよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

議長

その他質疑ありませんか。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

最初に反対討論ございませんか。

「なし」の声あり

議長

それでは賛成討論がありましたら、発言をお願いします。

佐々木昭英委員

9 番、佐々木昭英です。

20 年以上前の案件であり、意図的なものではありませんので、賛成いたします。

福澤広基委員

10 番、福澤広基です。

どちらも意図的な案件ではありませんし、番号 2 については空き家の売買につながるものなので、有効に活用していただきたいと思います。

金子忠博委員

11 番、金子忠博です。

双方とも意図的な事案でないので、賛成します。

佐々木光枝委員

12 番、佐々木光枝です。

やむを得ない案件ですので、賛成します。

議長

その他、賛成討論ございますか。

「なし」の声あり

議長

討論なしと認め、挙手により表決に入ります。

議案第 3 号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、要請する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

議長 【賛成者挙手】
 挙手全員ですので、要請することに決めます。
 次に進みます。
 日程第 10、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、
 を議題といたします。
 議題について、事務局より朗読させます。

議長 【議案第 4 号 朗読】
 補足説明を許します。
 事務局 議案第 4 号について、補足説明をいたします。
 この案件につきましては、農地中間管理事業による所有権移転となりますが、賃貸借の場合と同様に、農業委員会からの要請を受けた農地中間管理機構である岩手県農業公社が、岩手県の認可・公告を受けて農地利利用集積等促進計画を作成し、それに基づいて所有権移転をするものでございます。
 なお、所有権移転登記は公社が行うこととなりますが、公社が譲渡人に対して売買代金を支払い、一度公社に対して所有権移転登記を行うこととなります。その後、公社は譲受人からの売買代金を受け取った後に、譲受人に対して所有権移転登記を行うこととなります。

議長 それでは質疑ありましたら、挙手願います。
 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、討論に入ります。
 反対討論はございませんか。
 「なし」の声あり

議長 それでは、賛成討論ありましたらお願いします。
 星川忠博委員 13 番、星川忠博です。
 譲受人は大規模経営をしておりますし、取得する土地はいい条件とは言えないと思いますが、農地の維持に繋がる事案として賛成します。

中塚誠委員 14 番、中塚誠です。
 譲受人は農地拡大をしている方であり、今後の耕作状況を見守りたいと思います。

高原弘明委員 15 番、高原弘明です。
 譲受人は農地集積に取り組んでおり、耕作状況を見守りながら支援していきたいと思います。

議長 その他、賛成討論ありましたらお願いします。
 「なし」の声あり

議長 それでは討論なしと認め、挙手により表決に入ります。
 議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、要請する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

議長 【賛成者挙手】
 挙手全員ですので、要請することに決めます。
 以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。
 皆様、大変お疲れ様でした。

以上は、令和7年7月22日、矢巾町役場2-3会議室において開催された、令和7年第7回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名人 番 _____

議事録署名人 番 _____

議事録署名人 番 _____